

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

森林の恩恵を活かしたまちづくり計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

鳥取県、^{ちづちょう}智頭町

3 地域再生計画の区域

鳥取県八頭郡智頭町の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現況

智頭町は、鳥取県の東南に位置し、南と東は岡山県に接しており、かつては鳥取池田藩が参勤交代で宿泊する鳥取県最大の宿場町として栄えたが、昭和30年代半ばには15,000人近かった人口も、現在は7,000人を切るなど減少傾向にある。

周囲は1,000m級の中国山脈の山々が連なり、その山峡を縫うように流れる川が合流し、千代川となり日本海に注いでいる。その昔から、長い歳月を経て、あの鳥取砂丘の砂を育んだ源流の町である。町の総面積の9割以上が山林で、スギをはじめとする見渡す限りの緑が一面に広がっている。春には、ソメイヨシノ、シャクナゲ、ドウダンツツジ、夏には清涼な緑が、秋には紅葉、そして冬には雪化粧と1年を通じて美しい自然があふれている。

また、智頭林業の植樹の歴史は350年以上といわれ、町内には「慶長杉」と呼ばれる樹齢300年以上の人工林が残り、吉野・北山に並ぶ歴史ある林業地として全国的に高い評価を受けてきたものの、近年、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足により林業が衰退傾向にある。しかし、一方では自伐型林業を志す若手が増えるなど、明るい兆しも見られる。

近年は、宿場町の中心に位置する国指定重要文化財である石谷家住宅、日本の山村集落の原風景を残す板井原集落（伝統的建造物群保存地区）の景観の保全及び継承を行いながら、森林セラピーや歴史の道散策、国定公園那岐山登山や籠山トレッキング、民泊体験など、様々な体験観光を実施し、多くの人に楽しんでいただける観光地「みどりの風が吹く疎開の町 智頭町」を目指している。

4-2 地域の課題

しかしながら、町道と林道の整備が遅れており、地域住民の日常生活上の利便性はもとより地域の観光資源のネットワークが整備されていないことなどが大きな課題となっている。

主要産業である林業では、人工林面積 13,628ha で人工林率 78%に達しているが、その多くは戦後の拡大造林で植栽されたものであり、除間伐などの保育施業が必要な状態となっている。しかし、林業経営の状況をみると長引く木材不況や投資期間が長期にわたること、さらに生産コスト高が依然として改善されていない状況などが林業家の経営意欲を低下させており、木材生産を目的とした森林施業を展開し間伐等による収入を確保する取り組みが重要となってきている。

また、従事者の高齢化による後継者不足解消に向けた取り組みも必須である。

4-3 計画の目標

このため、林道、作業道等の路網整備による、生産コスト及び労働強度の低減を図ることが必要となっており、これまでに整備してきた林道の活用と併せ、県道、町道等を含めた林内路網の整備をすることにより、間伐等の施業を効率的に行うためのネットワーク化を図る。さらに、このネットワークを活用し、森林セラピーをはじめとする森林の多面的利用の加速化による利便性向上と観光客増加が期待できる。これにより、本町は深い緑の森と豊富な清流があることで、「森林の恩恵を活かしたまちづくり」をテーマに地域の再生を図ることとする。

(目標 1) 林業の振興と森林整備の促進 (森林施業面積の増加)

170ha (平成 25~29 年度) →190ha (令和 2~6 年度)

(目標 2) 林業経営体の増加

42 経営体 (平成 30 年度) →48 経営体 (令和 6 年度)

(目標 3) 観光振興 (年間登山、トレッキング客の増加)

10,000 人/年 (平成 25~29 年度) →12,000 人/年 (令和 2~6 年度)

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

林道因美線、籠山線と併せて作業道を整備し、森林施業の効率化や木材運搬コストの低減を図り、林業従事者の利便性向上や就業条件を改善し、地域産業の振興・活性化に繋げる。

また、平成 30 年 7 月豪雨のような災害時には、迂回路としての役割を林道因美線が果たすことが期待できる。

合わせて町道奥本河津原線、町道木工団地線を整備することにより、那岐山登山、籠山トレッキング客のアクセス改善による観光資源の活性化を図るとともに、路線バスや緊急車両等の交通安全上の問題や地域住民の利便性の問題解消を図る。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 地方創生道整備推進交付金【A3008】

対象となる施設は以下のとおりで、事業開始に係る手続等を完了している。
 なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・町道 道路法に規定する町道に認定済み。()内は認定年月日。
 町道奥本河津原線(昭和56年12月)※供用開始日 昭和57年4月1日
 町道木工団地線(平成9年3月31日)※供用開始日 同日
- ・林道 森林法による千代川地域森林計画(平成28年12月26日樹立)に路線を記載。

林道因美線、林道籠山線

[施設の種類] [事業主体]

- ・町道 智頭町
- ・林道 鳥取県

[事業区域]

- ・智頭町

[事業期間]

- ・町道 令和2年度～令和5年度
- ・林道 令和2年度～令和6年度

[整備量及び事業費]

- ・町道 0.45 km、林道 3.3 km
- ・総事業費 944,000 千円(うち交付金 472,000 千円)
 町道 44,000 千円(うち交付金 22,000 千円)
 林道 900,000 千円(うち交付金 450,000 千円)

[事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法]

(令和/年度)	基準年	R2	R3	R4	R5	R6
指標1 森林整備の促進 森林施業面積の増加	170ha (H25～H29)	174ha (H28～R2)	178ha (H29～R3)	182ha (H30～R4)	186ha (R1～R5)	190ha (R2～R6)
指標2 林業の活性化 林業経営体の増加	42 経営体 (H30)	44 経営体 (R2)	45 経営体 (R3)	46 経営体 (R4)	47 経営体 (R5)	48 経営体 (R6)
指標3 観光の振興 観光客の増加(登山)	10 千人/年 (H25～H29)	10.5 千人/年 (H28～R2)	10.8 千人/年 (H29～R3)	11 千人/年 (H30～R4)	11.5 千人/年 (R1～R5)	12 千人/年 (R2～R6)

指標1：毎年度終了後に鳥取県職員が鳥取県の森林環境保全整備事業データ等により森林整備面積の実績を速やかに把握する。

指標2、3：毎年度終了後に智頭町職員が町観光協会等へ入り込み客数調査等を行い、速やかに状況を把握する。

[事業が先導的なものであると認められる理由]

(政策間連携)

町道及び林道を一体的に整備することにより、林業従事者の就業環境の改善と森林整備の促進が早期かつ同時期に発現でき、個別に整備するのに比べて、効率的かつ効果的な施設配置が可能となり、観光地の連携や林業の振興といった地域再生の目標達成により資するとともに、全体の整備コストの削減が期待できるという点で、先導的な事業となっている。

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「森林の恩恵を活かしたまちづくり計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当無し

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 森林整備のための地域活動支援事業

内 容 森林施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界確認等の諸活動に対しての支援や森林施業の実施の基盤となる既存の作業路網の改良を行う活動に対して支援を行う。(林野庁支援事業)

実施主体 森林所有者、森林組合等

実施期間 令和2年4月～令和7年3月

(2) 森林環境保全整備事業

内 容 面的にまとまって計画的に行う搬出間伐等の森林施業と、これと一体となった森林作業道の開設を行う。(林野庁支援事業)

実施主体 森林所有者、森林組合等

実施期間 令和2年4月～令和7年3月

(3) 間伐材搬出等事業

内 容 森林所有者、森林組合、素材生産業者等が間伐を行った間伐材を市場、木材の保管施設、製材加工施設等へ出荷または販売した間伐材に対して搬出に要する経費の助成を行う。(鳥取県支援事業)

実施主体 森林所有者、森林組合、素材生産業者ほか

実施期間 令和2年4月～令和7年3月

(4) 森林を活用した疎開と癒しの観光施策

内 容 ・森林セラピー
・民泊体験

智頭町の90%以上を占める森林資源を活用し、住民の健康増進はもとより、都市住民との交流・誘客・企業提携などによる地域の活動創造と疎開の町としての癒やしの里づくりを進める。(智頭町単独事業等)

事業主体 智頭町

実施期間 令和2年4月～令和7年3月

(5) 森林を活用した教育環境の整備等支援

内 容 ・森のようちえん、サドベリースクール等への支援

急速に少子化が進み、子育てや教育環境も多様化する中で、緑に囲まれた環境で教育を提供できる受け皿を支援することで、町が有する資源の更なる魅力向上に繋げ、移住者の増加も目指しつつ、森林の有効活用を図る。

(鳥取県支援事業、智頭町単独事業)

事業主体 智頭町

実施期間 令和2年4月～令和7年3月

6 計画期間

令和2年度～令和6年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に鳥取県及び智頭町が7-2に示す指標とする数値の収集方法によりデータを集計し、速やかにその状況を把握する。

定量的な目標に関わる基礎データは、鳥取県の森林環境保全整備事業データを用い、中間評価、事後評価の際には、目標達成状況及び事業効果について、共同で評価する。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	令和元年度 (基準年度)	令和4年度 (中間年度)	令和6年度 (最終目標)
目標1 森林施業面積の増加	(H25~H29) 170ha	(H30~R4) 182ha	(R2~R6) 190ha
目標2 林業経営体の増加	(平成30年度) 42経営体	46経営体	48経営体
目標3 観光客の増加(登山)	(H25~H29) 10,000人/年	(H30~R4) 11,000人/年	(R2~R6) 12,000人/年

(指標とする数値の収集方法)

項目	収集方法
森林施業面積の増加	鳥取県の森林環境保全整備事業データより
林業経営体の増加	智頭町役場山村再生課への聞き取り
観光客の増加(登山・トレッキング)	智頭町観光協会等への聞き取り

- ・ 目標の達成状況以外の評価を行う内容
 1. 事業の進捗状況
 2. 総合的な評価や今後の方針

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

4に示す地域再生計画の目標については、中間評価及び事後評価の内容を、速やかにインターネット(鳥取県、智頭町のホームページ)の利用により公表する。